

幼稚園・保育園の臨時職員を募集します

- 募集内容** ● 保育士または幼稚園教諭
 もしくは保育補助員(資格不要) 2人
勤務先 ● 千畑幼稚園・保育園、六郷幼稚園・保育園
雇用期間 ● 9月1日から平成21年2月28日まで
 (平成21年3月31日までの更新予定あり)
業務日数 ● 原則として週40時間
賃金形態 ● 時給760円～810円、その他手当なし
加入保険等 ● 雇用保険、健康保険、厚生年金に加入。
申込期限 ● 8月15日(金)
その他 ● 申込み・お問い合わせは、すべてハローワーク大曲を通じて行ってください。
申込 ● 問ハローワーク大曲 ☎0187(63)0335

六郷公民館の臨時職員を募集します

- 募集内容** ● 施設管理人1名
業務内容 ● 施設管理全般
就業時間 ● 午後5時～10時
雇用期間 ● 8月下旬から平成21年3月31日(半年更新)
賃金 ● 時給660円
必要資格 ● 特になし
申込期限 ● 8月11日(月)
申込方法 ● 履歴書で六郷公民館へお申し込みください。
申込 ● 問六郷公民館 ☎0187(84)2311

美郷町堆肥センター 堆肥の販売を開始しました!

町では、「食の安全は土づくりから」をテーマに、循環型農業を推進しています。美郷町堆肥センターの堆肥ができあがり、販売を開始しましたのでお知らせします。

あんしん堆肥“美郷の大地”



完熟堆肥には、農作物に次のような効果があります。

1. 養分吸収を助ける
2. 微生物の分泌物が根の活力を助ける
3. 有害な菌から根を守る

内容量 ①15kg/袋、②7kg/袋、③フレコン約500kgで販売します。
 ※フレコンは数に限りがありますので、ご了承ください。

<詳しいご使用方法は下記にご相談ください>
 (株)美郷の大地、J A 秋田おぼこ、
 J A 秋田ふるさとの町内各支店

問合わせ 役場(仙南庁舎)農政課 0187(84)4908

～ひとり親のかたへ～

パソコン講習会の受講者を募集します

県内に居住する母子家庭の母、寡婦、父子家庭の父が対象です。

- 日時** ● 大仙市会場：神岡総合情報センター
 及び会場 ● 9月1、3、5、8、10日
 横手市会場：ふれあいセンターかまくら館
 9月3、5、8、10、12日
 ※各開講日とも午前9時～午後4時
講習内容 ● Windowsの基礎、WordとExcelの入門と活用
受講料 ● 無料(テキスト代は実費となります。)
申込方法 ● 千畑庁舎福祉保健課、六郷・仙南庁舎総合サービス課に申込用紙がありますので窓口へおいでください。
申込期限 ● 大仙市会場 8月20日(水)
 横手市会場 8月25日(月)

介護員養成研修2級課程講習会の受講者を募集します

県内に居住する母子家庭の母、寡婦、父子家庭の父で必ず全課程受講できる方が対象(定員30名)です。

- 日程** ● 講義：9月20日(土)～11月16日(日)の間の土日に行います。
 実習：11月17日(月)～12月22日(月)の間の平日に4～5日間行います。
会場 ● 講義：秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センター、秋田福祉専門学校
 実習：各社会福祉協議会もしくは各特別養護老人ホーム
受講料 ● 無料(テキスト代6,800円、実習前に受けるインフルエンザ予防接種料は自己負担となります)
申込方法 ● 千畑庁舎福祉保健課、六郷・仙南庁舎総合サービス課に申込用紙がありますので窓口へおいでください。なお、3級課程修了の方は、修了証の写しを添付してください。
申込期限 ● 9月11日(木)

問合わせ 秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センター ☎018(896)1531
 役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907(内線2164)

特別展を開催しています

「画家小西正太郎 もう一つの真実 ～異国の地で～」

今回の特別展では、秋田洋画壇の草創期に活躍した郷土の先人小西正太郎の画家以外のもう一つの姿を、正太郎が滞欧時代に撮影した写真をおして紹介します。

皆様のご来館をお待ちしています。

開催期間 ● 9月7日(水)まで

展示会場 ● 美郷町学友館 特別展示室

開館時間：午前9時～午後7時

休館日：毎週月曜日

入館料 ● 一般300円

高校生以下無料

主催 ● 町教育委員会

協力 ● 秋田県立近代美術館



 美郷町学友館 ☎0187(84)4040

～介護保険事務所からのお知らせ～

介護保険のサービスを利用する時は、「申請」をして要介護認定を受けましょう。

申請から要介護認定まで

○申請できる方

- ・第1号被保険者(65歳以上の方)
- ・第2号被保険者(40歳以上65歳未満で、介護が必要になった原因が、がん末期や脳梗塞など16種類の特定疾病と診断された方)

○申請の仕方

- ・申請書に被保険者証(第2号被保険者は医療保険の被保険者証)を添えて役場の福祉保健課や地域包括支援センター、介護保険事務所に申請します。申請書は各窓口で入手できます。
- ・申請は本人や家族のほか指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、地域包括支援センターに代行してもらうこともできます。
- ・すでに介護保険の認定を受けている方には認定有効期間終了の60日前に、更新申請の手続きの用紙が送付されます。今後続けてサービスを利用する方は、その更新申請用紙に必要事項を記入し、現在使用している被保険者証を持参して各窓口へ提出してください。

○要介護認定

- ・認定調査(心身の状態や日常生活能力などについての調査)の結果と主治医意見書をもとに保健、医療、福祉の専門家が審査します。
- ・認定結果は「非該当」「要支援1、2」「要介護1～5」に分かれます。
なお、認定の有効期間は最長で24ヶ月です。(新規申請の方は6ヶ月です)
- ・認定は、原則として、申請から30日以内に行われます。ただし、特別な理由で認定が遅れる場合は、遅れる理由といつごろ認定される予定かを通知します。

 介護保険事務所 認定審査班 ☎0187(86)3912
役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907